

議案第157号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年（2016年）11月15日提出

宝塚市長 中川 智子

1 放棄する権利の内容

市が相手方らに対して有する、神戸地方裁判所平成21年（ワ）第1938号損害賠償請求事件、大阪高等裁判所平成27年（ネ）第1575号損害賠償請求控訴事件並びに最高裁判所平成28年（オ）第712号及び同年（受）第909号事件に係る訴訟費用の支払請求権

2 相手方

(1)

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(3)

[Redacted]

(4)

[Redacted]

(5)

[Redacted]

(6)

[Redacted]

(7)

[Redacted]

※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。